

創業・第二創業にかかる費用が補助されます！！

4月初旬公募開始

創業・第二創業促進補助金

< 創業・第二創業促進補助金とは？ >

新たに創業する事業者や、事業承継を契機に既存事業を廃止し、新分野に挑戦する等の第二創業をおこなう事業者に対して、創業・第二創業にかかる費用の2/3が補助されます。

対象者の創業等時期

新規創業	募集開始日～補助事業終了日の間に創業予定の方
第二創業	募集開始日の前後6か月以内に事業承継を実施し、かつ、募集開始日から補助事業終了日の間に新事業に進出する方

補助対象者

対象となるのは以下の要件をすべて満たす事業者です。

- 産業競争力強化法に基づく認定市区町村(※)で創業、第二創業をおこなう者
- 創業予定の認定市区町村又は当該認定市区町村の認定連携創業支援事業者による認定特定創業支援事業(※)を受ける者

< 認定市区町村とは？ >

市区町村が創業支援事業に関する計画を作成し、その計画が国に認定された市区町村です。お住まいの市区町村が認定を受けているかは、中小企業庁のホームページより確認できます。

< 認定特定創業支援事業とは？ >

国から認定を受けた市区町村の計画に盛り込まれる創業支援事業のうち、特に創業の促進に寄与する事業を言います。各自治体のホームページにて事業内容を確認できます。

補助率・補助上限額

	補助上限額・補助率	対象経費(例)
新規創業	1件あたり200万円上限(補助率:2/3)	店舗借入費、設備投資費 など
第二創業	1件あたり1,000万円上限(補助率:2/3)	在庫処分費、解体費 など